

証券コード 4833
2026年6月3日
(電子提供措置の開始日 2026年5月28日)

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門一丁目23番1号
株式会社Def consulting
代表取締役社長 下村 優太

第39期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第39期定時株主総会を下記のとおり開催しますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第39期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスの上、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://def-consulting.co.jp/>

上記のウェブサイトへアクセスして、「IR(投資家情報)」の順に選択してご覧下さい。

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)へアクセスして、銘柄名(会社名)又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類 / PR情報」を選択の上、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2026年6月18日(木曜日)午後6時までに議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 開催日時 2026年6月19日(金曜日) 午前10時
受付開始：午前9時30分
2. 開催場所 東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター Room C
3. 目的事項
報告事項 第39期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告及び
計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定及び監査等委員である取
締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予
約権に関する報酬等の額及びその内容の決定の件

以上

- ~~~~~
- ① 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ② 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ③ 議決権行使についてのご案内
(1) 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月18日(木曜日)午後6時までに到着するようご返送下さい。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - (2) インターネットによる議決権行使の場合
インターネットにより議決権を行使される場合には、3頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照の上、2026年6月18日(木曜日)午後6時までに行使して下さい。
 - (3) インターネットにより議決権を行使された株主様につきましては、議決権行使書用紙をご返送いただいた場合でも、インターネットによる議決権行使を株主様の意思表示として取り扱います。
 - (4) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを株主様の意思表示として取り扱います。

《ご来場される株主様へのお願い》

株主総会でのお土産の配布及び株主総会終了後の懇親会は予定しておりません。予めご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

スマートフォンにてQRコードを読み取る方法「スマート行使」

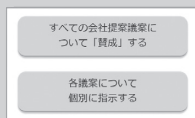
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 スマートフォンにて議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取って下さい。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使についての注意事項

- ※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、通信料金及びプロバイダへの接続料金等は株主様のご負担となりますので、ご了承下さい。
- ※パソコンまたはスマートフォン等による議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承下さい。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト



<https://www.web54.net>

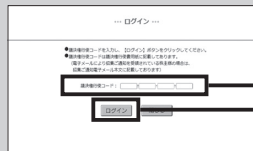
「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスして下さい。



「次へすすむ」をクリック

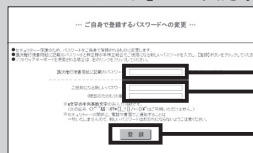
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力下さい。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力下さい。



「初期パスワード」を入力


実際にご使用になる新しいパスワードを設定して下さい。

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせいただけますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行株式会社

 0120-652-031

受付時間：午前9時～午後9時

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 日本経済の状況について

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益が総じて高水準で推移する中、堅調な設備投資や、昨年続く春季労使交渉(春闘)での賃上げの動き等を背景に、雇用・所得環境の改善を伴う緩やかな回復基調が続きました。

一方で、物価上昇による消費者心理への影響や、海外経済における金融政策の動向、並びに地政学的リスクの長期化等、引き続き注視すべき下振れリスクも存在しております。

このような環境下、政府や日本銀行は「賃金と物価の好循環」の定着に向けた舵取りを進めており、「貯蓄から投資へ」というマクロ的な資金シフトは、NISAの普及等を通じて着実に国民生活に浸透しつつあります。

さらに、Web3を含むデジタル経済圏の社会実装に向けた法整備や環境構築が進む中、暗号資産(仮想通貨)をはじめとするデジタル資産は、国内外の機関投資家による市場参入の本格化を背景に、単なる投機対象から「次世代の金融・経済インフラ」としての地位を確立しつつあります。

こうしたマクロ環境及び社会的潮流の変化は、当社が当事業年度より推進してきたハイブリッド型ビジネスモデルの正当性を力強く裏付けるものであり、翌期以降のさらなる事業機会の拡大に直結するものと認識しております。

② 当社の当事業年度における動きについて

このような経済環境の中、当社は当事業年度を「次世代への飛躍に向けた事業基盤確立の年」と位置づけ、「コンサルティング事業の収益基盤強化」と「デジタル資産トレジャリー事業の立ち上げ及び本格稼働」という2つの重点戦略をスピーディ且つ着実に実行しました。

まず、コンサルティング事業におきましては、ITエンジニアリング領域が年間を通じて事業成長の強力な牽引役となりました。慢性的なIT人材不足という社会課題に対し、ポテンシャル層の積極採用と独自の集中研修プログラムを組み合わせ「ITエンジニア創出プラットフォーム」を構築しました。

当事業年度におきましても、「採用・育成・常駐支援」のサイクルは歩みを止めることなく高速で回転し続けており、稼働ITエンジニア数の純増に寄与しております。現場での技術支援が高く評価された結果、顧客との契約継続率は高水準を維持し、安定的なストック型収益基盤として当社の経営を強固に支える状態へと成長しております。

次に、デジタル資産トレジャリー事業におきましては、期中に方針決定した

「イーサリアム(ETH)を中心としたトレジャリー戦略」に基づき、調達資金を用いたイーサリアム(ETH)の取得及びステーキング運用等への移行を計画どおり完了させました。

当事業年度におきましても、厳格なリスク管理体制の下で安全且つ安定的な運用(インカムゲインの獲得)を継続しております。これにより、当社は「日本初のイーサリアム(ETH)トレジャリー企業」として、デジタル資産を企業のバランスシート上で最大限に活用する先進的なビジネスモデルを完全に実装しました。(※)

財務戦略におきましても、成長投資と財務規律のバランスを適切にコントロールし、今後の事業拡大に耐えうる強固な財務基盤を維持して期末を迎えております。

以上の結果、当事業年度は、期初から投下してきた先行投資が着実に事業の形となり、自律的な成長サイクル(投資効果の発現フェーズ)へと移行したことを確認できた、極めて実りある1年となりました。

(※) 2026年3月末時点、国内上場企業の公開情報に基づく当社調べ。

③ 当事業年度における経営成績について

当事業年度における売上高は、コンサルティング事業の順調な拡大とデジタル資産トレジャリー事業の寄与により、854,116千円(前年同期比 37.8%増)と大幅な増収を達成しました。

損益面につきましては、将来の飛躍的成長を見据えた人材採用や社内体制の構築等への先行投資を継続しましたが、大幅な増収効果によりこれらの費用吸収が進んだ結果、営業損失は419,966千円(前年同期 427,214千円)と、前期と比較して損失幅が縮小しました。

一方で、第6回、第7回及び第8回新株予約権の発行、第6回及び第7回新株予約権の行使、並びに第1回無担保普通社債の発行に伴う資金調達費用として、「株式交付費」16,091千円(第3四半期累計期間 14,677千円)、「新株予約権発行費」15,976千円(同 15,976千円)、「短期社債利息」10,000千円(同 10,000千円)及び「社債発行費」627千円(同 627千円)を計上しました。

さらに、当事業年度において開始したデジタル資産トレジャリー事業において、保有するイーサリアム(ETH)の期末時点の市場価格に基づく会計上の評価損として「暗号資産評価損」1,689,863千円(同 956,870千円)を計上した結果、経常損失は2,151,950千円(前年同期 426,516千円)、当期純損失は2,154,249千円(前年同期 427,937千円)となりました。

セグメント別の経営成績の概況は、以下のとおりであります。

コンサルティング事業の当事業年度における売上高は、816,771千円、セグメント損失は、143,003千円、デジタル資産トレジャリー事業の売上高は、37,345千円、セグメント利益は、37,345千円であります。

なお、当事業年度より、当社は新たにデジタル資産トレジャリー事業を開始したことにより、デジタル資産トレジャリー事業を報告セグメントとして追加して

おります。

④ 今後のデジタル資産トレジャリー事業及びコンサルティング事業の成長可能性について

当社は、「デジタル資産×コンサルティング」という独自のハイブリッド型ビジネスモデルにより、他社には模倣困難な競争優位性を構築し、中長期的な株主価値の最大化を目指しております。

この目標を実現するため、以下の3点を成長戦略の重要テーマとして掲げ、事業を推進してまいります。

i デジタル資産トレジャリー事業の飛躍的展開

当事業年度において基盤を確立したイーサリアム(ETH)のトレジャリー戦略は、「デジタル時代の石油」とも呼ぶべき次世代インフラ資源の確保を目的としております。

スマートコントラクトの基軸であるイーサリアム(ETH)は、世界的なWeb3領域の拡大に伴い、その希少性と有用性が今後さらに高まることが確実視されています。

当社は、国内上場企業としての高い信用力を背景に、専門会社との連携を通じて、ステーキング運用を既に開始しております。

今後は、さらなる収益の最大化に向け、分散型金融(DeFi)プロトコルの活用についても、安全性を最優先に調査・検証を進め、段階的に運用体制を拡充していく方針であります。

なお、当事業年度においては暗号資産市場の価格変動に伴い会計上の評価損を計上しましたが、これは簿価の切り下げを意味するものであり、今後の市場価格の回復局面においては、強固な収益貢献(評価益の発生等)をもたらすポテンシャルを有していると認識しております。

この「イーールドベアリング・アセット」の規模と運用効率をさらに高め、労働集約型ビジネスの制約に縛られない利益成長の強力なドライバーとして機能させてまいります。

ii コンサルティング事業の継続的成長と拡大戦略

コンサルティング事業、特にその中核をなすITエンジニアリング領域は、当社の安定的なキャッシュ・フローを創出する強固なエンジンとして機能し始めております。

今後も、慢性的なIT人材不足という社会課題に対し、ポテンシャル層の積極採用と独自の集中研修プログラムを組み合わせた「ITエンジニア創出プラットフォーム」をさらに強化し、自律的な成長(オーガニック成長)を加速させてまいります。

「採用・育成・常駐支援」のサイクルを高速で回転させ続けることで、稼働ITエンジニア数のさらなる純増を図り、高水準な契約継続率を背景とした安定

的なストック型収益基盤を強固に拡大させていく方針であります。

さらに、こうした自律的成長に加え、今後はM&Aや業務提携等のインオーガニック戦略を機動的に検討・実行することで、事業規模の飛躍的な拡大とサービス領域の拡充を目指してまいります。

これにより、収益の安定性と成長スピードを高い次元で両立させ、企業価値のさらなる向上に邁進してまいります。

iii 株主価値向上へのコミットメント

当事業年度は、将来の飛躍に向けたコンサルティング事業の人材への投資を積極的に実行した一方で、暗号資産評価損という会計上の損失を計上しました。

この評価損はキャッシュ・アウトを伴わない未実現の評価差額であり、また暗号資産特有のボラティリティの範囲内であると認識しております。

当社はイーサリアム(ETH)を中長期的な成長資産として継続保有する方針に揺るぎはなく、当期の評価損計上が当社の成長戦略の根幹に影響を及ぼすものではありません。

人材への先行投資による「土台作り」と、デジタル資産という「次世代の経営資源」の確保は、当社が次世代のリーディングカンパニーへと飛躍するために不可欠な「戦略的助走」であります。

今後は、構造的な拡大を続けるデジタル資産市場の追い風と、自社の強固な事業基盤が力強く噛み合うことで、収益構造の劇的な変化と圧倒的な利益成長局面への突入を見込んでおります。

当社は、日本経済のフロントランナーとして、投資家の皆様とともに「新たな景色」を見るべく、全社一丸となって飽くなき挑戦を続けてまいります。

(2) 設備投資等の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

2025年5月30日の取締役会において、2025年6月16日を割当日とする第三者割当による第6回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行を決議しました。当該新株予約権については、行使が完了した2025年9月2日までに、新株予約権の対価と合わせて702,683千円を調達しました。

また、同日の取締役会において、第1回無担保普通社債の発行を決議し、2025年6月16日に190,000千円を調達しました。なお、当該社債については2025年7月11日に償還を完了しております。

さらに、2025年8月25日の取締役会において、2025年9月10日を割当日とする第三者割当による第7回新株予約権(行使価額修正条項付)及び第8回新株予約権の発行を決議しました。第7回新株予約権(行使価額修正条項付)については、行使が完了した2026年2月2日までに、新株予約権の対価と合わせて3,554,530千

円を調達しました。

なお、第8回新株予約権については、当事業年度末現在において行使されておりません。

- (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- (5) 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

① 優秀な人材の採用と育成

当社は、コンサルティング事業の持続的な成長には、高度な専門性を有するITコンサルタント及びITエンジニアの確保が最優先課題であると認識しております。採用市場における競争が激化する中、人材紹介エージェントとの連携強化や自社採用チャネルの拡充、さらには福利厚生の実質や教育体制の整備を推進してまいります。

これにより、個々のスキルアップと長期安定雇用を両立させ、付加価値の高いサービスを提供できる体制を構築してまいります。

② プロジェクト管理の徹底と稼働率の安定化

クライアントニーズの高度化・複雑化に伴い、プロジェクトの適切な進捗管理と採算性確保の重要性が高まっております。全社共通の基準に基づくリスクチェックの徹底や、プロジェクトマネージャーによるモニタリングを強化し、不測の作業工数増加を抑制しております。

同時に、営業活動とリソース配分の最適化を図ることで、高い稼働率を維持し、収益基盤の安定化に努めてまいります。

③ デジタル資産トレジャリー運用の体制構築

当社は、新たな収益機会の確保と財務戦略の一環として、暗号資産を対象としたデジタル資産トレジャリー事業を推進しております。暗号資産市場特有の価格変動リスクやサイバーリスクに対し、厳格な管理体制と高度なセキュリティ対策を講じるとともに、最新の規制動向を注視した適正な運用・会計処理を行うこと

で、健全な事業運営を図ってまいります。

④ 財務基盤の強化と機動的な資金調達

事業拡大に向けた投資を継続する中、黒字転換の早期実現と財務の健全性確保が不可欠であると認識しております。

今後の事業展開や市場環境に応じて、エクイティ・ファイナンスを含めた多様な資金調達手法を機動的に検討・実行することで、中長期的な企業価値向上を支えるための強固な財務基盤を構築してまいります。

⑤ 企業ブランド力及び認知度の向上

優秀な人材の獲得及び新規案件の受注拡大を加速させるため、広報活動の強化による企業ブランドの浸透を図ります。ステークホルダーに対する積極的な情報発信を通じて、市場における当社の認知度を高め、持続的な成長を支える基盤を強化してまいります。

(9) 財産及び損益の状況

	第36期 2023年3月期	第37期 2024年3月期	第38期 2025年3月期	第39期 (当事業年度) 2026年3月期
売上高(千円)	620,411	532,351	619,677	854,116
経常損失△(千円)	△420,360	△311,871	△426,516	△2,151,950
当期純損失△(千円)	△521,797	△311,542	△427,937	△2,154,249
1株当たり当期純損失△(円)	△20.94	△10.90	△14.60	△40.78
総資産(千円)	622,055	841,226	429,891	2,577,595
純資産(千円)	548,497	736,852	308,834	2,413,153

(注) 「1株当たり当期純損失△(円)」は、期中平均発行済株式の総数に基づき算出しました。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

株式会社The capitalは、当社の株式15,752,410株(議決権比率53.76%)を保有しておりましたが、2025年6月16日に割り当てました第6回新株予約権(行使価額修正条項付)の行使の結果、2025年6月20日付で当社の親会社に該当しないこととなりました。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容(2026年3月31日現在)

事業部門	事業内容
コンサルティング事業	経営コンサルティングサービス及びITエンジニアリングサービスの提供
デジタル資産 トレジャリー事業	暗号資産の保有・運用、及び財務戦略の推進

(12) 主要な事業所(2026年3月31日現在)

本社：港区虎ノ門一丁目23番1号

福岡オフィス：福岡市中央区天神四丁目7番6号

(13) 従業員の状況(2026年3月31日現在)

従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)
195	53(増)	28.2	1.7

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員2名は含んでおりません。

(14) 主な借入先(2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項(2026年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

290,000,000株

(2) 発行済株式の総数

72,602,015株

(3) 当期末株主数

16,046名

(4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持株数(株)	持株比率(%)
GP上場企業出資D投資事業有限責任組合	15,752,410	21.70
楽 天 証 券 株 式 会 社 共 有 口	6,045,600	8.33
株 式 会 社 S B I 証 券	1,442,604	1.99
有 限 会 社 日 本 デ ザ イン 研 究 所	1,197,300	1.65
砂 山 僚 介	1,050,000	1.45
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	903,712	1.24
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	796,400	1.10
浅 野 勉	720,000	0.99
大 志 多 聖	700,000	0.96
下 村 優 太	647,819	0.89

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権に関する重要な事項
当事業年度において会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(第6回新株予約権(行使価額修正条項付))

決議年月日	2025年5月30日
新株予約権の数(個) ※	73,000個
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) ※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 7,300,000株 (注)2 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	当初行使価額 91円 (注)3、4、5
新株予約権の行使期間 ※	2025年6月17日から2027年6月16日 (注)6
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	(注)7
新株予約権の行使の条件 ※	本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 ※	—
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権の譲渡に関し当社の取締役会による事前承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)8

※ 本新株予約権は、2025年6月17日～2025年9月2日で行使を終了しております。

(注)1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

2. 本新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の総数は7,300,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100株)とする。但し、(2)乃至(5)により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

- (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$

- (3) 当社が(注)3、(注)4及び(注)5の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、(注)4に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後対象株式数} = \frac{\text{調整前対象株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (4) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる(注)5(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面にて通知する。ただし、(注)5(2)③に定める場合やその他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。))は、当初、金91円(以下「当初行使価額」という。))とする。ただし、行使価額は(注)4又は(注)5に定めるところに従い、修正又は調整されるものとする。

4. 行使価額の修正

2025年6月16日以降、修正日に属する週の前週の修正基準日の東証における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の小数第1位未満の端数を切り上げた金額が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額にて修正される。なお、修正後行使価額の算出において、修正基準日から修正日まで間に(注)5の行使価額の調整事由が生じた場合は、修正後行使価額は当該事由を勘案して調整される。なお、「取引日」とは、東証において売買立会が行われる日をいう。ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が0円以下(下限行使価額)といひ、(注)5の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

5. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。))をもって行使価額を調整する(以下、調整された後の行使価額を「調整後行使価額」、調整される前の行使価額を「調整前行使価額」という。))。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① (4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当による場合を含む。)(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券若しくは権利の取得、転換若しくは行使による場合を除く。)調整後行使価額は、払込期日(払込期間を定めた場合はその最終日とする。)の翌日以降、又はかかる発行若しく

は処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式分割により当社普通株式を発行する場合
調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③ (4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は(4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引き換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行(無償割当の場合を含む)する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利を発行(無償割当の場合を含む。)する場合(ただし、当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社の子会社の取締役に対するストックオプションの発行を除く。)調整後行使価額は、発行される証券又は新株予約権の全てが当初の条件で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当てのための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに(4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して、当該調整前上記③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。
- ⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

調整後行使価額

この場合、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東証における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が保有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) (2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生等により行使価額の調整を必要とするとき。

- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) (2)の規定にかかわらず、(2)に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が(注)2に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、(2)⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

6. 新株予約権の行使期間

2025年6月17日(当日を含む。)から2027年6月16日(当日を含む。)までとする。なお、行使期間最終日が取引日でない場合はその前取引日を最終日とする。ただし、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

- ① 振替機関が本新株予約権の行使の停止が必要であると認めた日
- ② (注)8に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間(当該期間は1か月を超えないものとする。)その他必要事項を当該期間の開始日の1か月前までに本新株予約権者に通知した場合における当該期間

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

8. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、株式移転完全子会社となる株式移転、又は株式交付完全親会社の完全子会社となる株式交付(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社又は株式交付完全親会社(以下「再編当会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

① 新たに交付される新株予約権の数

本新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

② 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類

再編成対象会社の同種の株式とする。

③ 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

④ 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の0.1円未満の端数は切り上げる。

⑤ 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、取得条項、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の不発行並びに当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

「新株予約権の行使期間」、「新株予約権の行使の条件」、「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」、本欄、欄外及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて、組織再編行為に際して決

定する。

(第7回新株予約権(行使価額修正条項付))

決議年月日	2025年8月25日
新株予約権の数(個) ※	360,000個
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) ※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 36,000,000株 (注)2 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	当初行使価額 96円 (注)3、4、5
新株予約権の行使期間 ※	2025年9月11日から2027年3月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	(注)6
新株予約権の行使の条件 ※	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権の譲渡に関し当社の取締役会による事前承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 本新株予約権は、2025年9月11日～2026年2月2日で行使を終了しております。

(注)1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

第7回新株予約権の目的である株式の総数は36,000,000株(第7回新株予約権1個当たり100株(以下、「割当株式数」という。))とする。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、第7回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない第7回新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、金96円(以下「当初行使価額」という。)とする。ただし、行使価額は(注)4又は(注)5に定めるところに従い、修正又は調整されるものとする。

4. 行使価額の修正

(1) 行使価額は、割当日の翌取引日に初回の修正がされ、以後1取引日が経過する毎に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、初回の修正においては、行使価額は、2025年8月25日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。2回目以降の修正では、行使価額は、

修正日に、修正日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。但し、当該価格算定日に終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行わない。また、価格算定日において第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定日の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整される。

- (2) (1)にかかわらず、株主確定期間及び当該株主確定期間の末日の翌取引日において、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の2取引日後(当日を含む。)の日とし、当該日以降、1取引日が経過する毎に、(1)に準じて行使価額は修正される。

5. 行使価額の調整

- (1) 当社は、第7回新株予約権の割当日後、(2)に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数}}{\text{時価}} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① (4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社又は当社の子会社の役員に対して株式報酬として当社普通株式を交付する場合、無償割当による場合、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときには当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに(4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。))又は(4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(第8回新株予約権、当社又は当社の子会社の役員に対して交付される又は交付済みのストックオプション(但し、当該ストックオプションと同内容であり、社外協力者等の当社又は当社の子会社の役員以外者に対して同時に交付される又は交付済みのストックオプションを含む。))を除く。))若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。))、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付された

ものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに(4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 上記①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに第7回新株予約権を行使した第7回新株予約権に係る新株予約権者(以下「第7回新株予約権者」という。)に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) ① 0.1円未満の端数を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、(2)⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) (2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) (2)の規定にかかわらず、(2)に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が(注)4に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) (注)4及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに第7回新株予約権者に通知する。但し、(2)⑤の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
- 第7回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る第7回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る第7回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、「新株予約権の目的となる株式の数」

- 記載の第7回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
- 第7回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

(第8回新株予約権)

決議年月日	2025年8月25日
新株予約権の数(個) ※	160,000個 [160,000]
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) ※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 16,000,000株 [16,000,000] (注)2 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	当初行使価額 96円 (注)3、4、5
新株予約権の行使期間 ※	2025年9月11日から2028年9月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	(注)6
新株予約権の行使の条件 ※	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権の譲渡に関し当社の取締役会による事前承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 当事業年度末時点における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については決議年月日における内容から変更はありません。

(注)1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

第8回新株予約権の目的である株式の総数は16,000,000株(第8回新株予約権1個当たり100株(以下、「割当株式数」という。))とする。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、第8回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない第8回新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 分割・併合の比率

その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、金96円

(以下「当初行使価額」という。)とする。ただし、行使価額は(注)4又は(注)5に定めるところに従い、修正又は調整されるものとする。

4. 行使価額の修正

- (1) 2026年3月10日以降、行使価額の修正を当社取締役会が決議した場合(但し、決議日の直前取引日の16時までにかかる決議を行う旨を第8回新株予約権を行使した第8回新株予約権者(以下「第8回新株予約権者」という。)に通知していた場合に限る。)、行使価額は、決議日の直前取引日において取引が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額に修正される。但し、本項による算出の結果得られた金額が下限行使価額を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。
- (2) (1)にかかわらず、①第8回新株予約権について行使価額の修正が効力を生じた直近の日から6ヶ月が経過していない場合、又は②金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合には、当社は(1)に基づく決議を行うことができない。

5. 行使価額の調整

- (1) 当社は、第8回新株予約権の割当日後、(2)に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数}}{\text{時価}} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① (4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社又は当社の子会社の役員に対して株式報酬として当社普通株式を交付する場合、無償割当による場合、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をすときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに(4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。))又は(4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(第7回新株予約権、当社又は当社の子会社の役員に対して同時に交付される又は交付済みのストックオプション(但し、当該ストックオプションと同内容であり、社外協力者等の当社又は当社の子会社の役員以外者に対して同時に交付される又は交付済みのストックオプションを含む。))を除く。))若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使された当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定してい

ない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに(4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 上記①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに第8回新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) ① 0.1円未満の端数を四捨五入する。
 ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、(2)⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) (2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
 ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) (2)の規定にかかわらず、(2)に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が(注)4に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) (注)4及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに第8回新株予約権者に通知する。但し、(2)⑤の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

第8回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に

係る第8回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る第8回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、「新株予約権の目的となる株式の数」記載の第8回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金第8回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等(2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	下 村 優 太	
取 締 役	上 之 園 圭 介	
取締役(監査等委員)	神 庭 雅 俊	銀座中央総合法律事務所 弁護士・公認会計士
取締役(監査等委員)	久 保 恵 一	公認会計士久保恵一事務所 公認会計士 株式会社GRCS 社外取締役
取締役(監査等委員)	長 田 忠 千 代	一般社団法人メタバース推進協議会 監事 Shinwa Wise Holdings株式会社 社外取締役 株式会社And Doホールディングス 社外取締役

- (注) 1. 取締役(監査等委員)神庭雅俊氏、久保恵一氏及び長田忠千代氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)久保恵一氏及び長田忠千代氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役(監査等委員)神庭雅俊氏は、弁護士及び公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
4. 取締役(監査等委員)久保恵一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
5. 取締役(監査等委員)長田忠千代氏は、金融機関での豊富な経験に加え、デジタル領域等における幅広い見識を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
6. 取締役(監査等委員)毛利正人氏は2025年11月30日をもって辞任により退任しました。なお、退任時における重要な兼職先は、東洋大学教授、ベルトラ株式会社社外取締役監査等委員及び小林製薬株式会社社外取締役でした。
7. 当社は監査等委員会の職務を補助する使用人を配置しているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
8. 当社は、2022年8月より執行役員制度を導入しており、2026年3月31日現在における取締役を兼務しない執行役員は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
執 行 役 員	岩 崎 雅 一	管理部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役全員との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。また、2025年11月30日をもって監査等委員である取締役を辞任した毛利正人氏との間で同様の契約を締結しております。

た。

ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

① 被保険者の範囲

当社の全ての取締役、執行役員及び管理職従業員等

② 保険契約の内容の概要

被保険者がその地位に基づいて行った行為(不作為を含む。)に起因して、損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであります。

ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員等自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

なお、保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役に対する報酬は、株主総会の決議によって定められた報酬限度額の範囲内で、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、取締役会の決議で、監査等委員である取締役は、監査等委員会の決議で、それぞれ報酬の決定方針及び具体的な金額等を決定しております。

なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容決定に関する概要は、以下のとおりであります。

1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)報酬に関する基本的な考え方

企業業績、企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、優秀な人材の確保及び維持が可能となり、当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)に求められる役割と責任に見合った報酬水準及び報酬体系となるよう設計することとします。

2. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)報酬体系

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、基本報酬及びストック・オプションとしての新株予約権を組み合わせるものとします。

基本報酬は、月例の固定報酬とし、役職、職責及び在任年数に応じて、他社水準、当社の業績及び従業員給与の水準をも考慮しつつ、総合的に勘案して決定することとします。また、基本報酬及びストック・オプションとしての新株予約権の種類別の報酬割合については、定めないこととします。

3. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)報酬の決定方法

取締役(監査等委員である取締役を除く。)報酬の決定プロセスの客観性及び透明性を担保すること等を目的として、取締役会で説明を行い、社外取締役か

ら適切な助言を得ることとします。

また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個別報酬額は、2022年6月22日開催の株主総会の決議により、基本報酬を年額150,000千円以内、ストック・オプションとしての新株予約権の付与のための報酬を年額50,000千円以内の範囲内で、報酬の決定方針に従い、取締役会で決定することとしております。

② 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度における個々の役員の報酬額については、株主総会で決議された報酬の枠内で2025年6月18日開催の取締役会の決議並びに2025年6月18日及び2025年11月28日開催の監査等委員会の決議によりそれぞれの能力、貢献度及び期待度を勘案して決定しているため、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2022年6月22日開催の定時株主総会において年額200,000千円以内(基本報酬を年額150,000千円以内、ストック・オプションとしての新株予約権の付与のための報酬を年額50,000千円以内)と決議しております。決議当時の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は4名です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2018年6月21日開催の定時株主総会において年額50,000千円以内(基本報酬を年額50,000千円以内)と決議しております。決議当時の監査等委員である取締役の員数は3名です。

④ 取締役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	36,318 (-)	36,318 (-)	- (-)	- (-)	2名 (1名)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	10,800 (10,800)	10,800 (10,800)	- (-)	- (-)	4名 (4名)

- (注) 1. 取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 監査等委員である取締役に対する報酬額は、2025年11月30日をもって辞任により退任した監査等委員である取締役1名の報酬額を含めております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	神 庭 雅 俊	<p>当期開催の取締役会全17回中17回全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っております。</p> <p>また、当期開催の監査等委員会全18回中18回全てに出席し、監査結果についての意見交換等、主に弁護士及び公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。</p>
取締役 (監査等委員)	久 保 恵 一	<p>当期開催の取締役会全17回中17回全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っております。</p> <p>また、当期開催の監査等委員会全18回中18回全てに出席し、監査結果についての意見交換等、主に公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。</p>
取締役 (監査等委員)	毛 利 正 人	<p>監査等委員である取締役を辞任により退任するまでの期間中開催の取締役会全13回中9回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っております。</p> <p>また、監査等委員である取締役を辞任により退任するまでの期間中開催の監査等委員会全14回中14回全てに出席し、監査結果についての意見交換等、業界知識を通じて培った知識・見地から、適宜発言を行っております。</p>
取締役 (監査等委員)	長 田 忠 千 代	<p>監査等委員である取締役就任後開催の取締役会全4回中4回全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っております。</p> <p>また、監査等委員である取締役就任後開催の監査等委員会全4回中4回全てに出席し、監査結果についての意見交換等、業界知識を通じて培った知識・見地から、適宜発言を行っております。</p>

(6) 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由

当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして監査等委員会事務局を設置し、さらに監査等委員会が内部監査の指揮命令を行う体制とすることにより、監査等委員監査の実効性を確保しているため、常勤の監査等委員を選定していません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人アヴァンティア

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額 合 計
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,600千円
当社が支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	23,600千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容及び報酬見積りの算出根拠等を当社の事業規模や事業内容に照らして確認し審議した結果、これらについて適切であると判断したためであります。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を含めております。

(3) 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。

また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断される等、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 当社は、「コンプライアンス方針」において、コンプライアンスの基本原則を以下のように定め、その精神を代表取締役社長が継続的に伝達することにより法令遵守と社会規範に基づいた行動を徹底します。
『コンプライアンスが最優先であることを認識し、社会的要請に対応し、社会から信頼される健全な企業活動を実践します。』
 2. コンプライアンス委員会を設置し定期的開催するとともに、関連規程の整備・内部通報制度の運営・社内教育の実施等コンプライアンスの徹底と意識の向上を推進します。
 3. 監査等委員会は、独立した立場から内部統制システムの整備運用状況を含む取締役の職務執行を監査し、監査等委員会の監督のもとに内部監査室が内部統制システムの整備状況と運用の有効性について監査します。
 4. 当社の役員及び使用人が法令違反等のコンプライアンス基本原則にもとる行為を発見した場合に直接報告・相談ができる通報窓口を設置します。また、通報者の匿名性を確保し、通報を理由とした不利益な取り扱いを禁止することを規程に明記し、内部者通報制度の利用を促進することで、コンプライアンス違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努めます。
- ② 取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理に関する体制
 1. 当社では、株主総会・取締役会・その他重要な会議の議事録や関連資料、取締役会が決議した書類等取締役の職務執行に関する文書（電磁的記録を含む。）等の重要な情報は、「文書管理規程」に基づき適切に保存し管理します。
 2. 上記の文書等につきましては、監査等委員会及び内部監査室が閲覧可能な体制を整備します。
 3. 情報セキュリティに関しましては、「情報管理規程」を定め、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティ・マネジメント・システムを確立します。
 4. 企業秘密につきましては、「機密文書管理規程」に基づき、秘密性の程度に応じて定める管理基準に従い適切に管理します。
 5. 個人情報につきましては、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理します。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 1. 企業価値や健全な企業活動を脅かすあらゆるリスクを管理するため、「リスク管理規程」を定めており、コンプライアンス委員会においてリスクを定期的に識別・評価し、重要度・緊急性を考慮した優先度に応じて具体的な予防策

- の整備・運用を関連部署に指示し、その状況を内部監査室が監査します。
2. 重大なリスクが顕在化した場合は、「危機管理規程」に基づき、代表取締役社長が緊急度に応じて緊急対策本部を招集し迅速な対応と再発防止策を講じます。
 3. 企業活動に重大な脅威を与える反社会的勢力との関係を完全に遮断するため、「反社会的勢力対策規程」を定め、全従業員の遵法意識を高めるとともに、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、有事の際には組織的に対応します。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1. 取締役会は、経営目標の効率的な達成を図るために、代表取締役社長及びその他の業務執行を担当する取締役の職務分掌を決定し、各取締役の責任と権限を明確にします。また各々の担当する業務の執行状況を定期的に取締役会に報告させます。
 2. 監査等委員会は内部監査室を監督し、代表取締役社長及び各取締役の職務執行が効率的に行われているかの観点からも監査を実施し、必要に応じて、助言・勧告を行います。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
1. 当社の子会社につきましても「コンプライアンス方針」を共有し、取締役及び監査役を必要に応じて派遣し、子会社の業務執行を監督・監査するとともに、コーポレート部門の業務を適切に支援し、子会社の取締役及び監査役が効率的に職務執行できる体制を構築します。
 2. 子会社の業務執行の重要事項は、当社の決裁事項又は当社への報告事項とし、この決裁・報告体制を通じて、子会社の経営状況を把握し、業務の適正の確保、リスク管理を徹底します。また、子会社においてコンプライアンス違反や重大な損失リスク等の異常事態が発生した際の、当社への即時報告ルートも明確化します。
 3. 監査等委員会及び内部監査室においては、子会社の監査役や当社会計監査人とも連携し、子会社の監査を定期的に実施します。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項、及び監査等委員会による指示の実効性を確保するための体制
1. 内部監査室を監査等委員会の職務を補助する組織とし、専属の使用人を配置します。監査等委員会が監査等委員会監査及び内部監査に関しての指揮命令を行い、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令を受けないものとし、
 2. 内部監査室は、組織上、代表取締役社長に直属しておりますが、内部監査室員の任命、異動、人事評価等の決定にあたっては、予め監査等委員会の同意を得るものとする。取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの

独立性と監査等委員会の指示の実効性を確保します。

- ⑦ 監査等委員会への報告に関する体制、及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 1. 監査等委員である取締役は、取締役会及びコンプライアンス委員会、その他の重要な会議に出席し、情報収集と意見表明を行います。また、監査等委員会におきまして、取締役及び使用人より、当社及び子会社の業務執行状況の報告を定期的に受けます。
 2. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会が事業の報告を求め、また業務及び財産の状況を調査しようとする時は迅速かつ的確に対応します。
 3. 監査等委員会への報告を行った当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して、不利益な扱いを行うことを禁じます。
 4. 監査等委員である取締役の過半数は社外役員とし、対外透明性を担保します。監査等委員会では会計監査人と緊密に連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図ります。
 5. 監査等委員会の職務の執行に必要な費用又は債務は当社が負担し、会社法に基づく費用の前払い等の請求があった場合は、速やかにこれに応じます。
 - ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制
 1. 当社は、財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出を行うため、代表取締役社長の指揮のもと、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その評価・報告を適切に行う体制を構築します。
 2. 内部監査室は、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を定期的に評価し、その結果を監査等委員会及び取締役会に報告します。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況
- 当社では、「業務の適正を確保するための体制」に基づき、社内体制を整備するとともに、適切な運用に努めております。
- 当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。
- ① コンプライアンス体制
- 代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス状況に関する定期的な報告を受けるとともに、内部通報の有無、法改正情報の確認及びその他コンプライアンスに関する課題の把握と対応策について審議しました。また、取締役及び従業員等に向けたコンプライアンス研修を継続的に実施し、コンプライアンスに対する意識向上に取り組んでおります。
- ② 適正な取締役の職務執行を確保するための体制
- 取締役会は、監査等委員である取締役3名を含む取締役5名で構成されており

ます。当事業年度においては、取締役会を17回開催し、重要な意思決定、職務執行の状況報告等について活発な意見交換が行われ、監督がなされました。

③ 監査等委員会監査体制

監査等委員会を開催し、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役社長、部門責任者及び会計監査人との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備及び運用状況を確認しました。

④ 内部監査体制

監査等委員会の監督の下に、内部監査室が内部統制の整備及び運用状況の有効性について監査し、被監査部門に対して改善に向けた指摘・指導を行いました。

⑤ 財務報告の適正性を確保するための体制

当社の事業に関するリスクの評価を行った上で、財務報告に係る内部統制の整備を行い、内部統制が有効に整備及び運用されていることを内部監査室による監査により評価しました。評価結果については、監査等委員会及び取締役会に報告しました。

7. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと認識しており、事業展開の拡大及び企業体質の強化に留意しつつ、利益配分を行うことを基本方針としております。

なお、当事業年度におきましては、株主の皆様には誠に申し訳なく存じますが、無配とさせていただきますと、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~  
(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目               | 金 額        |
|-----------------|-----------|-------------------|------------|
| 資 産 の 部         |           | 負 債 の 部           |            |
| 流 動 資 産         | 847,468   | 流 動 負 債           | 145,593    |
| 現金及び預金          | 437,156   | 買 掛 金             | 4,514      |
| 売 掛 金           | 158,232   | 未 払 金             | 20,255     |
| 前 払 費 用         | 22,248    | 未 払 費 用           | 75,763     |
| 未 収 収 益         | 3,363     | 短 期 社 債           | -          |
| 未 収 入 金         | 880       | 未 払 法 人 税 等       | 3,349      |
| 預 け 金           | 225,654   | 未 払 消 費 税 等       | 29,987     |
| そ の 他           | 882       | 前 受 金             | 748        |
| 貸 倒 引 当 金       | △949      | 預 り 金             | 9,320      |
| 固 定 資 産         | 1,730,126 | 賞 与 引 当 金         | 1,426      |
| 有 形 固 定 資 産     | 50,256    | そ の 他             | 229        |
| 建 物 附 属 設 備     | 53,408    | 固 定 負 債           | 18,847     |
| 減 価 償 却 累 計 額   | △6,938    | 資 産 除 去 債 務       | 18,240     |
| 建 物 附 属 設 備     | 46,470    | 繰 延 税 金 負 債       | 606        |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 8,788     | 負 債 合 計           | 164,441    |
| 減 価 償 却 累 計 額   | △5,002    | 純 資 産 の 部         |            |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 3,786     | 株 主 資 本           | 2,406,661  |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 1,679,870 | 資 本 金             | 100,000    |
| 暗 号 資 産         | 1,618,693 | 資 本 剩 余 金         | 4,460,910  |
| 投 資 有 価 証 券     | 0         | 資 本 準 備 金         | -          |
| 敷 金 及 び 保 証 金   | 61,176    | そ の 他 資 本 剩 余 金   | 4,460,910  |
|                 |           | 利 益 剩 余 金         | △2,154,249 |
|                 |           | そ の 他 利 益 剩 余 金   | △2,154,249 |
|                 |           | 繰 越 利 益 剩 余 金     | △2,154,249 |
|                 |           | 新 株 予 約 権         | 6,492      |
|                 |           | 純 資 産 合 計         | 2,413,153  |
| 資 産 合 計         | 2,577,595 | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 2,577,595  |

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金         | 額         |
|-----------------|-----------|-----------|
| 売 上 高           |           | 854,116   |
| 売 上 原 価         |           | 813,240   |
| 売 上 総 利 益       |           | 40,876    |
| 販売費及び一般管理費      |           | 460,843   |
| 営 業 損 失         |           | 419,966   |
| 営 業 外 収 益       |           |           |
| 受 取 利 息         | 8         |           |
| 助 成 金 収 入       | 478       |           |
| そ の 他           | 90        | 576       |
| 営 業 外 費 用       |           |           |
| 株 式 交 付 費       | 16,091    |           |
| 新 株 予 約 権 発 行 費 | 15,976    |           |
| 短 期 社 債 利 息     | 10,000    |           |
| 社 債 発 行 費       | 627       |           |
| 暗 号 資 産 評 価 損   | 1,689,863 | 1,732,560 |
| 経 常 損 失         |           | 2,151,950 |
| 特 別 利 益         |           |           |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益 | 564       | 564       |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 |           | 2,151,386 |
| 法人税、住民税及び事業税    |           | 3,349     |
| 法 人 税 等 調 整 額   |           | △485      |
| 当 期 純 損 失       |           | 2,154,249 |

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

| 区 分                     | 株 主 資 本    |            |              |              |            | 新株<br>予約権 | 純資産<br>合計  |
|-------------------------|------------|------------|--------------|--------------|------------|-----------|------------|
|                         | 資本金        | 資本剰余金      |              | 利益剰余金        | 株主資本<br>合計 |           |            |
|                         |            | 資本準備金      | その他<br>資本剰余金 | その他<br>利益剰余金 |            |           |            |
|                         |            |            |              | 繰越<br>利益剰余金  |            |           |            |
| 当期首残高                   | 100,000    | -          | 943,178      | △739,480     | 303,697    | 5,136     | 308,834    |
| 当期変動額                   |            |            |              |              |            |           |            |
| 新株の発行                   | 2,128,606  | 2,128,606  | -            | -            | 4,257,213  |           | 4,257,213  |
| 減 資                     | △2,128,606 | △2,128,606 | 4,257,213    | -            | -          |           | -          |
| 欠 損 填 補                 |            |            | △739,480     | 739,480      | -          |           | -          |
| 当期純損失(△)                |            |            |              | △2,154,249   | △2,154,249 |           | △2,154,249 |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |            |            |              |              |            | 1,355     | 1,355      |
| 当期変動額合計                 | -          | -          | 3,517,732    | △1,414,769   | 2,102,963  | 1,355     | 2,104,318  |
| 当期末残高                   | 100,000    | -          | 4,460,910    | △2,154,249   | 2,406,661  | 6,492     | 2,413,153  |

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

### 1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

### 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 暗号資産の評価基準及び評価方法

活発な市場が存在するもの

期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 8 ～ 22年

工具、器具及び備品 4 ～ 13年

#### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については法定繰入率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当期に見合う分を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の主な事業における収益認識に関する内容は次のとおりであります。

##### ① コンサルティング事業

コンサルティング事業は、経営に関する諸課題に対し、提案から実行までをハンズオンで支援するサービスを提供しております。

当該サービスについては、契約に基づきクライアントに対して役務を提供した時点で履行義務が充足されると判断し、当該役務提供の完了時において収益を認識しております。

なお、取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

## ② デジタル資産トレジャリー事業

デジタル資産トレジャリー事業は、暗号資産の取得、保有及び運用等を行っております。

当該事業における収益は、主に暗号資産の運用報酬及びオプション取引によるプレミアム報酬により生じております。

運用報酬等の役務提供については、契約に基づくサービス提供期間にわたり、又は役務提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。また、オプション取引によるプレミアム報酬については、契約条件に基づき、当該取引の実行時又は期間の経過に応じて収益を認識しております。

なお、取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

### (固定資産の評価)

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|        |          |
|--------|----------|
| 有形固定資産 | 50,256千円 |
| 減損損失   | -千円      |

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### ① 算出方法

当社は、継続的に収支を把握している事業セグメントを基礎として資産のグルーピングを行っております。また、特定の事業の用に供されていない資産については、共用資産としております。

固定資産(無形固定資産を含む)又は共用資産に減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。

判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

##### ② 主要な仮定

当事業年度において、コンサルティング事業及びデジタル資産トレジャリー事業共に、事業拡大に向けた人材採用等の先行投資に伴い、全社費用配賦後の営業損益が継続してマイナスとなっていることから、それぞれの資産グループ及び共用資産について減損の兆候を識別しております。

しかし、今後の収益及び費用の見込額を基礎として策定した事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回ったため、減損損失の認識は不要と判断しております。

当該事業計画の策定においては、コンサルティング事業における「コンサルタント及びITエンジニアの採用数・稼働率」及び「平均単価」、並びにデジタル資産トレジャリー事業における「暗号資産の運用利回り」及び「市場価格の変動」を重要な仮定としております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

上記の見積りは、将来の不確実な経済条件や市場環境の変動等、特に採用市場の動向や暗号資産市場のボラティリティによって影響を受ける可能性があります。

実際に発生したキャッシュ・フローが見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において減損損失を計上するなど、重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

該当事項はありません。

5. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

| 株式の種類 | 当事業年度期首     | 当期増加        | 当期減少 | 当事業年度末      |
|-------|-------------|-------------|------|-------------|
| 普通株式  | 29,302,015株 | 43,300,000株 | 0株   | 72,602,015株 |

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

(3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 16,771,600株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金等であります。

繰延税金資産については、全額評価性引当額として控除しております。

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取り組み方針

当社は、事業を行うための投資資金及び運転資金については、新株発行による増資等の資本市場からの調達(エクイティファイナンス)を基本としております。また、当社は、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

なお、デジタル資産トレジャリー事業において運用及び保有を行う暗号資産については、社内規程に基づき適切なりスク管理のもとで取得、保有及び運用を行っております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、クライアントの信用リスクに晒されております。デジタル資産トレジャリー事業において保有する暗号資産は、活発な市場における価格変動リスクに晒されております。また、敷金及び保証金は、主に事務所等の敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は、一年以内の支払期日であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### (i) 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、「販売管理規程」に従い、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

なお、暗号資産の取引における取引相手先(交換業者等)の信用リスクについては、財務基盤やセキュリティ体制等を勘案し、信頼性の高い相手先を選定することでリスク軽減を図っております。

##### (ii) 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、保有する暗号資産の価格変動リスクに対して、市場動向の継続的なモニタリングを行うとともに、取締役会への定期的な報告及び規程に基づく保有限度額等の管理を行うことで、リスクの抑制を図っております。

##### (iii) 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部門からの報告に基づき、管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、必要な手元流動性を確保することで、流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価等には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合に

は合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表上、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|             | 貸借対照表計上額  | 時 価       | 差 額    |
|-------------|-----------|-----------|--------|
| (1) 暗号資産    | 1,618,693 | 1,618,693 | -      |
| (2) 敷金及び保証金 | 61,176    | 55,944    | △5,231 |
| 資産計         | 1,679,870 | 1,674,638 | △5,231 |

(注) 現金及び預金、売掛金、預け金、買掛金、未払金及び未払費用は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(注) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

| 区分          | 時価        |        |      |           |
|-------------|-----------|--------|------|-----------|
|             | レベル1      | レベル2   | レベル3 | 合計        |
| (1) 暗号資産    | 1,618,693 | -      | -    | 1,618,693 |
| (2) 敷金及び保証金 | -         | 55,944 | -    | 55,944    |
| 資産計         | 1,618,693 | 55,944 | -    | 1,674,638 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 暗号資産

暗号資産の時価は、活発な市場における相場価格を用いて算定しており、レベル1の時価に分類しております。

(2) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、一定の期間ごとに区分した当該債権の額を、償還予定時期までの期間及び信用リスクを加味した適切な指標(安全性の高い長期の債券の利回り等)で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益の分解した情報

当社の主要な事業における顧客との契約から生じる収益は、コンサルティング事業による収益 816,771千円、及びデジタル資産トレジャリー事業による収益 37,345千円であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産及び契約負債については、該当事項はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、個別の予想契約期間が1年を超える取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

|            |        |
|------------|--------|
| 1株当たり純資産額  | 33円14銭 |
| 1株当たり当期純損失 | 40円78銭 |

## 12. 重要な後発事象に関する注記

### (剰余金の処分について)

当社は、2026年5月20日付の取締役会において、下記のとおり2026年6月19日開催予定の定例株主総会に「剰余金の処分の件」の議案を付議することを決議しました。

#### 1. 目的

当社は、前事業年度末において生じている繰越利益剰余金の欠損を填補し、財務体質の健全化を図りたいと存じます。

つきましては、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、繰越利益剰余金の欠損填補に充当するものであります。

#### 2. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、欠損補填に充当します。

##### (1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 2,154,249,750円

##### (2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,154,249,750円

##### (3) 剰余金の処分が効力を生ずる日

2026年6月30日(予定)

### (資本金及び資本準備金の額の減少について)

当社は、2026年5月20日付の取締役会において、下記のとおり2026年6月19日開催予定の定例株主総会に「資本金及び資本準備金の額の減少の件」の議案を付議することを決議しました。

#### 1. 目的

当社は、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するために、資本金及び資本準備金の額の減少を行い、財務体質の健全化を図りたいと存じます。

つきましては、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、株式発行により資本金及び資本準備金の額が増加することを条件として、下記のとおり資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるものであります。

なお、資本金及び資本準備金の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における資本金及び資本準備金をその他資本剰余金勘定とする振替処理であり、当社の純資産額に変動はございません。

また、本件は払戻しを行わない無償減資であり、発行済株式総数の変更はなく、株主の皆様のお手持ちの株式数や1株当たり純資産額に影響を与えることはございません。

## 2. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

### (1) 減少する資本金の額及び資本金の額の減少の方法

2026年4月1日から資本金の額の減少が効力を生ずる日までの日を払込日又は給付日として新たな株式が発行された場合には、当該新たな株式発行により増加する資本金の額と同額分を減少し、また、2026年4月1日から資本金の額の減少が効力を生ずる日までに当社が発行している新株予約権が行使された場合には、当該新株予約権の行使に伴う株式発行により増加する資本金の額と同額分を合わせて減少することにより、資本金の額の減少が効力を生ずる日における最終的な資本金の額を100,000,000円とすることとします。

### (2) 減少する資本準備金の額及び資本準備金の額の減少の方法

2026年4月1日から資本準備金の額の減少が効力を生ずる日までの日を払込日又は給付日として新たな株式が発行された場合には、当該新たな株式発行により増加する資本金の額と同額分を減少し、また、2026年4月1日から資本準備金の額の減少が効力を生ずる日までに当社が発行している新株予約権が行使された場合には、当該新株予約権の行使に伴う株式発行により増加する資本準備金の額と同額分を合わせて減少することにより、資本準備金の額の減少が効力を生ずる日における最終的な資本準備金の額を0円とすることとします。

### (3) 資本金及び資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2027年3月31日(予定)

## 3. 日程

### (1) 取締役会決議

2026年5月20日

### (2) 債権者異議申述公告日

2027年2月15日(予定)

### (3) 債権者異議申述最終期日

2027年3月31日(予定)

### (4) 定例株主総会決議日

2026年6月19日(予定)

### (5) 効力発生日

2027年3月31日(予定)

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

株式会社Def consulting  
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京事務所

|             |       |         |
|-------------|-------|---------|
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 藤 田 憲 三 |
| 業 務 執 行 社 員 |       |         |
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 渡 部 幸 太 |
| 業 務 執 行 社 員 |       |         |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Def consultingの2025年4月1日から2026年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第39期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況の報告を定期的に受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門を指揮・監督の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

株式会社Def consulting 監査等委員会

監 査 等 委 員 神 庭 雅 俊 ㊟

監 査 等 委 員 久 保 惠 一 ㊟

監 査 等 委 員 長 田 忠 千 代 ㊟

(注) 監査等委員 神庭雅俊、久保惠一及び長田忠千代は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、前事業年度末において生じている繰越利益剰余金の欠損を填補し、財務体質の健全化を図りたいと存じます。

つきましては、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、繰越利益剰余金の欠損填補に充当するものであります。

#### 1. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、欠損補填に充当します。

##### (1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 2,154,249,750円

##### (2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,154,249,750円

##### (3) 剰余金の処分が効力を生ずる日

2026年6月30日(予定)

## 第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

当社は、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するために、資本金及び資本準備金の額の減少を行い、財務体質の健全化を図りたいと存じます。

つきましては、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、株式発行により資本金及び資本準備金の額が増加することを条件として、下記のとおり資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるものであります。

なお、資本金及び資本準備金の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における資本金及び資本準備金をその他資本剰余金勘定とする振替処理であり、当社の純資産額に変動はございません。

また、本件は払戻しを行わない無償減資であり、発行済株式総数の変更はなく、株主の皆様のお所有株式数や1株当たり純資産額に影響を与えることはございません。

### 1. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

#### (1) 減少する資本金の額及び資本金の額の減少の方法

2026年4月1日から資本金の額の減少が効力を生ずる日までの日を払込日又は給付日として新たな株式が発行された場合には、当該新たな株式発行により増加する資本金の額と同額分を減少し、また、2026年4月1日から資本金の額の減少が効力を生ずる日までに当社が発行している新株予約権が行使された場合には、当該新株予約権の行使に伴う株式発行により増加する資本金の額と同額分を合わせて減少することにより、資本金の額の減少が効力を生ずる日における最終的な資本金の額を100,000,000円とすることとします。

#### (2) 減少する資本準備金の額及び資本準備金の額の減少の方法

2026年4月1日から資本準備金の額の減少が効力を生ずる日までの日を払込日又は給付日として新たな株式が発行された場合には、当該新たな株式発行により増加する資本金の額と同額分を減少し、また、2026年4月1日から資本準備金の額の減少が効力を生ずる日までに当社が発行している新株予約権が行使された場合には、当該新株予約権の行使に伴う株式発行により増加する資本準備金の額と同額分を合わせて減少することにより、資本準備金の額の減少が効力を生ずる日における最終的な資本準備金の額を0円とすることとします。

#### (3) 資本金及び資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2027年3月31日(予定)

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)全員(2名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会から、全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ています。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                               | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                             | 所 有 する<br>当社株式の数 |
|-----------|------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 1         | しもむらゆうた<br>下村優太<br>(1985年10月18日)<br><br><再任>   | 2008年4月 株式会社三井住友銀行入行<br>2017年4月 同社 リテール業務推進部異動<br>2019年4月 同社 アジア事業戦略部異動<br>2020年4月 同社 経営企画部内部異動<br>2021年6月 当社入社 経営企画部長就任<br>2022年10月 当社 コンサルティング部長就任<br>2023年3月 当社 代表取締役社長就任(現任)                                                                 | 647,819株         |
| 2         | あげのそのけいすけ<br>上之園圭介<br>(1984年3月14日)<br><br><再任> | 2007年4月 株式会社ソリッドグループホールディングス(現 株式会社レダックス)入社<br>2016年10月 同社 首都圏エリア営業統括責任者就任<br>2018年4月 株式会社BuySell Technologies入社<br>2020年3月 同社 インサイド セールズ事業部長就任<br>2021年6月 当社入社 社長室室長就任<br>2021年8月 当社 テクノロジー事業本部長就任<br>2022年9月 当社 執行役員就任<br>2023年3月 当社 取締役就任(現任) | 597,986株         |

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者がその地位に基づいて行った行為(不作為を含む。)に起因して、損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであり、保険料は全額当社が負担しております。

ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員等自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。本議案をご承認いただいた場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役のうち2名は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役2名を選任するものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                              | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する<br>当社株式の数 |
|-----------|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | かんばまさとし<br>神庭雅俊<br>(1982年7月5日)<br><br><再任>    | 東洋ビジネスエンジニアリング株式会社(現<br>ビジネスエンジニアリング株式会社)<br>入社<br>2011年1月 本間合同法律事務所入所<br>2016年6月 株式会社地域経済活性化支援機構入社<br>2018年5月 株式会社FUNDBOOK(現株式会社fundbook)<br>入社<br>2018年10月 本間合同法律事務所復帰<br>2020年1月 当社取締役監査等委員(現任)<br>2023年3月 銀座中央総合法律事務所入所(現任)                                                                                                    | -株             |
| 2         | くぼ けい いち<br>久保恵一<br>(1953年11月13日)<br><br><再任> | 1976年4月 等松・青木監査法人(現有限責任監査法人ト<br>ーマツ)入所<br>1990年6月 有限責任監査法人トーマツ パートナー<br>2007年6月 有限責任監査法人トーマツ<br>経営会議メンバー<br>2009年4月 デロイト トーマツ リスクサービス株式会<br>社(現デロイト トーマツ リスクアドバイザー<br>リー合同会社)代表取締役社長<br>2012年4月 中央大学大学院国際会計研究科客員教授<br>2015年1月 公認会計士久保恵一事務所開設(現任)<br>2018年3月 株式会社GRCS 社外取締役(現任)<br>2019年3月 東亜石油株式会社 社外取締役<br>2020年6月 当社取締役監査等委員(現任) | -株             |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 神庭雅俊氏及び久保恵一氏は、社外取締役候補者であります。
3. 神庭雅俊氏の選任理由及び期待される役割の概要は、以下のとおりであります。  
弁護士及び公認会計士としての豊富な経験とリスクマネジメント等に関する幅広い知見を有しており、専門的観点から当社のガバナンス体制強化と取締役の職務執行の監査を期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者となりました。同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、神庭雅俊氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は本総会の終結の時をもって6年5ヶ月となります。
4. 久保恵一氏の選任理由及び期待される役割の概要は、以下のとおりであります。  
公認会計士としての豊富な業務経験とガバナンス等に係る幅広い知見を有しており、専門的観点から当社のガバナンス体制強化と取締役の職務執行の監査を期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者となりました。同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、久保恵一氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は本総会の終結の時をもって6年となります。
5. 当社は、久保恵一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は、神庭雅俊氏及び久保恵一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。本議案をご承認いただいた場合、各氏との間で当該責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者がその地位に基づいて行った行為(不作為を含む。)に起因して、損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであり、保険料は全額当社が負担しております。  
ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員等自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。本議案をご承認いただいた場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期中途に同様の内容で更新する予定であります。

## 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定及び監査等委員である取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及びその内容の決定の件

監査等委員である取締役の報酬額につきましては、2018年6月21日開催の定時株主総会において報酬総額の上限を年額50,000千円以内とする旨ご承認いただき、今日に至っております。

本議案は、株主の皆様と価値を共有し、当社のガバナンス強化を図り、企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、監査等委員である取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の割当てを可能とするため、当該報酬枠の範囲内において、金銭報酬による基本報酬を年額40,000千円以内、新株予約権に関する報酬を年額10,000千円以内と、それぞれの枠を定めることにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案の対象となる監査等委員である取締役は、第4号議案が原案どおり承認可決されますと、3名(うち社外取締役3名)であります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会から本議案について総会において陳述すべき特段の事項はない旨の意見を受けております。

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬としており、その金額は、役位、職責等に応じて定めるものとし、業績、他社水準、社会情勢等を勘案して、適宜見直しを図るものとしめます。

株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権は、株主の皆様と価値を共有し、当社のガバナンス強化を図り、企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的とするものであり、その内容については「2. 株式報酬型ストック・オプションの内容」でご説明します。

### 1. 報酬額改定を相当とする理由

本件報酬額改定は、監査等委員である取締役の報酬として、従来の固定報酬とは別に、株主の皆様と価値を共有し、当社のガバナンス強化を図り、企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的とした株式報酬型ストック・オプションを支給し得ることとするために提案するものであります。

監査等委員である取締役の報酬の総額枠については、従来からご承認いただいている年額50,000千円に据え置くこととし、固定報酬及び株式報酬型ストック・オプションはその範囲内でそれぞれ内訳上限を設けて支給することとします。

このように、本件報酬額改定は、株主の皆様と価値を共有し、当社のガバナンス強化を図り、企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的としており、相当なものであると判断しております。

また、本件報酬額改定に係る対象者の員数は、第4号議案「監査等委員である取締役2名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役3名)となります。

なお、当該新株予約権は、その性質上、業績達成条件を付さないこととしており、客観的な立場から監査等を行う監査等委員である取締役の役割に鑑み、相当

なものであると判断しております。

## 2. 株式報酬型ストック・オプションの内容

監査等委員である取締役に支給する株式報酬型ストック・オプションとしての内容は以下のとおりといたしたく、ご承認をお願いします。

### (1) 新株予約権の割当ての対象となる監査等委員である取締役の員数

新株予約権の割当ての対象となる監査等委員である取締役は、3名(うち社外取締役3名)とする。

### (2) 新株予約権の数の上限

各事業年度において2,000個を年間の上限とする。

### (3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、付与株式数は、本議案の決議の日(以下、「決議日」という)以降、当社が普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、前記のほか、決議日以降、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

### (5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から10年以内の範囲内で、当社取締役会が定める期間とする。

### (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

### (7) 新株予約権の払込金額又はその算定方法

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正な評価額とする。ただし、当社は、新株予約権の割当てを受ける者に対し、新株予約権の払込金額

の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

(8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権を行使できる期間内において、当社の取締役又は使用人のいずれの地位も喪失した日の翌日から5年以内に限り、新株予約権を行使できるものとする。その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(8)に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上

